

行政指導による主な健康診断

通達で健康診断を実施するよう示されている業務等は次のとおりです。

対象業務

- 1 紫外線、赤外線にさらされる業務
- 2 マンガン化合物(塩基性酸化マンガンに限る。)を取り扱う業務、又はそのガス、蒸気若しくは粉じんを発散する場所における業務
- 3 黄りんを取り扱う業務、又はりんの化合物のガス、蒸気若しくは粉じんを発散する場所における業務
- 4 有機リン剤を取り扱う業務又はそのガス、蒸気若しくは粉じんを発散する場所における業務
- 5 亜硫酸ガスを発散する場所における業務
- 6 二硫化炭素を取り扱う業務又はそのガスを発散する場所における業務(有機溶剤業務に係るものを除く。)
- 7 ベンゼンのニトロアミド化合物を取り扱う業務又はそれらのガス、蒸気若しくは粉じんを発散する場所における業務
- 8 脂肪族の塩化又は臭化炭化水素(有機溶剤として法規に規定されているものを除く。)を取り扱う業務又はそれらのガス、蒸気若しくは粉じんを発散する場所における業務
- 9 砒素又はその化合物(三酸化砒素を除く。)を取り扱う業務又はそのガス、蒸気若しくは粉じんを発散する場所における業務
- 10 フェニル水銀化合物を取り扱う業務又はそのガス、蒸気若しくは粉じんを発散する場所における業務
- 11 アルキル水銀化合物(アルキル基がメチル基又はエチル基であるものを除く。)を取り扱う業務又はそのガス、蒸気若しくは粉じんを発散する場所における業務
- 12 クロルナフタリンを取り扱う業務又はそのガス、蒸気若しくは粉じんを発散する場所における業務
- 13 沃素を取り扱う業務又はそのガス、蒸気若しくは粉じんを発散する場所における業務
- 14 米杉、ネズコ、リュウブ又はラワンの粉じん等を発散する場所における業務
- 15 超音波溶着機を取り扱う業務
- 16 メチレンジフェニルイソシアネート(M. D. I)を取り扱う業務又はこのガス若しくは蒸気を発散する場所における業務
- 17 フェザーミル等飼肥料製造工程における業務
- 18 クロルプロマジン等フェノチアジン系薬剤を取り扱う業務
- 19 キーパンチ作業
- 20 都市ガス配管工事業務(一酸化炭素)
- 21 地下駐車場における業務(排気ガス)
- 22 チェーンソー使用による身体に著しい振動を与える業務
- 23 チェーンソー以外の振動工具(削岩機、チップングハンマー、スインググラインダー等)の取り扱いの業務
- 24 重量物取り扱い作業、介護作業等腰部に著しい負担のかかる作業
- 25 金銭登録の業務
- 26 引金付工具を取り扱う業務
- 27 VDT作業(VDT作業常時従事者)
- 28 レーザー機器を取り扱う業務又はレーザー光線にさらされるおそれのある業務
- 29 半導体製造工程従事労働者
- 30 騒音作業

(注) 印業務に係る事後措置等については、次の指針等を参照して下さい。

- 22は「チェーンソー取り扱い業務における振動障害の予防」
- 23は「チェーンソー以外の振動工具の取扱い業務における振動障害の予防」
- 24は「職場における腰痛予防対策指針」
- 27は「VDT作業のための労働衛生上の指針」
- 30は「騒音障害防止のためのガイドライン」